

和光市紙おむつ等購入費助成要綱の改正について

○現在の対象者

絶対条件：要支援、要介護認定を受けている第一号被保険者。

- ・居宅サービスを受けている者。
- ・市内の GH、地域密着型特定施設、有料老人ホーム（サ高住）入居している者。
- ・市外の有料老人ホーム（サ高住）入居しており、市内に配送先がある者
(おむつ業者とのやりとりにおいて送料自己負担で市外に直接配送している者もいる)

○要綱変更後の対象者

市内在住の要介護、要支援認定を受けている第一号被保険者。

○要綱変更により対象外となる者

市内の有料老人ホーム（サ高住）入居者 ※地域密着型は対象となる。

市外の施設入居者

市外在住の第 1 号被保険者

○現状のおむつ助成登録者

市外施設入居者 76 名

市内施設入居者 58 名

和光市紙おむつ等購入費助成要綱

平成19年6月22日

告示第101号

和光市紙おむつ等購入費助成要綱（平成13年告示第89号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、加齢に伴って生ずる心身の機能の低下に起因して自らの排泄動作等に支障をきたす高齢者に対し、紙おむつ及び居宅介護用品（以下「紙おむつ等」という。）の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の自立した生活を支援することを目的とする。

（定義）

第1条の2 この告示において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（助成の対象者）

第2条 紙おむつ等の購入に要する費用（以下「紙おむつ等購入費」という。）の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第1号被保険者のうち、要介護認定又は要支援認定を受けた者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項に規定する病院等に入院等をしている者を除く。）とする。

（紙おむつ等の種類）

第3条 紙おむつ等の種類は、別に定める。

（事業者の指定）

第4条 市長は、別に定める基準により、助成の対象となる紙おむつ等を取り扱う事業者を指定するものとする。

（助成額及び助成限度額）

第5条 紙おむつ等の購入費の助成の対象となる額は、1月につき、紙おむつは10,000円を、介護用品は3,000円を上限とし、紙おむつ等購入費の助成の額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者又は法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者 紙おむつ等購入費の額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者又は法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者 紙おむつ等購入費の額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 前2号に掲げる者以外の対象者 紙おむつ等購入費の額に100分の90を乗じて得た額
(紙おむつ等の購入手続)

第6条 紙おむつ等購入費の助成を利用しようとする対象者は、第4条の規定による指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に被保険者証及びケアプラン（居宅サービス計画又は介護予防サービス計画をいう。）を提示の上、和光市紙おむつ等購入申込書（様式第1号）により申し込まなければならない。

(自己負担額)

第7条 前条の規定により紙おむつ等の購入を指定事業者に申し込んだ対象者（以下「購入対象者」という。）は、第3条の規定による紙おむつ等の購入に要する費用の額から第5条の規定による助成額を控除した額を当該紙おむつ等を購入した指定事業者を支払わなければならない。

(助成の方法)

第8条 市長は、購入対象者に代わり、当該購入対象者に係る助成額に相当する額を指定事業者を支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、当該購入対象者に対し助成があったものとみなす。

(請求)

第9条 指定事業者は、和光市紙おむつ等購入費助成額請求書（様式第2号）に当該請求に係る和光市紙おむつ等購入申込書を添えて市長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求は、当該請求に係る紙おむつ等の販売を行った月の翌月の10日までに行わなければならない。

(報告)

第10条 市長は、助成に関して必要があると認めるときは、指定事業者又は購入対象者に対して報告

を求めることができる。

(不正利得の徴収等)

第 1 1 条 市長は、指定事業者又は購入対象者が、偽りその他の不正の手段によって助成を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該助成額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第 1 2 条 指定事業者は、助成に係る帳簿及び関係書類をその完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(委任)

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、健康部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にした改正前の和光市紙おむつ等購入費助成要綱の規定による手続は、改正後の和光市紙おむつ等購入費助成要綱（以下「新告示」という。）に相当する規定がある場合には、新告示によってしたものとみなす。

附 則（平成 2 4 年告示第 4 8 号）

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の和光市紙おむつ等購入費助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申込みに係る紙おむつ等購入費から適用し、同日前の申込みに係る紙おむつ等購入費については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 7 年告示第 1 4 6 号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(紙おむつ等購入費助成に関する経過措置)

- 7 第5条の規定による改正後の和光市紙おむつ等購入費助成要綱の規定は、施行日以後に行われた紙おむつ等の購入に係る助成から適用し、同日前に行われた紙おむつ等の購入に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年告示第151号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(紙おむつ等購入費助成に関する経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の和光市紙おむつ等購入費助成要綱の規定は、施行日以後に行われた紙おむつ等の購入に係る助成から適用し、同日前に行われた紙おむつ等の購入に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第61号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(紙おむつ等購入費助成に関する経過措置)

- 2 この告示による改正後の和光市紙おむつ等購入費助成要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後に行われた紙おむつ等の購入に係る助成から適用し、同日前までに行われた紙おむつ等の購入に係る助成については、なお従前の例による。

(改正前の要綱による対象者の特例)

- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の和光市紙おむつ等購入費助成要綱第2条第2号に規定する対象者であって、施行日前に同要綱第6条の規定による申込を行った者については、施行日から令和6年3月31日までの間は、新要綱第2条に規定する対象者とみなす。この場合において、紙おむつ等の購入費の助成の対象となる額は、新要綱第5条の規定にかかわらず、1月につき、5、

000円を上限とし、当該購入費の助成の額は、当該購入費の額に100分の90を乗じて得た額とする。

(準備行為)

- 4 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。

附 則 (令和3年告示第289号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市紙おむつ等購入費助成要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年告示第293号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市紙おむつ等購入費助成要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年告示第230号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号(第6条関係)

和光市紙おむつ等購入申込書

年 月 日

和光市指定事業者

様

申込者 住所
氏名
電話番号

紙おむつ等を購入したいので、和光市紙おむつ等購入費助成要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

ふりがな 利用者氏名			生年月日	年 月 日
住 所			電話番号	
被保険者番号		認定区分	要介護1・2・3・4・5 要支援1・2 その他	
		認定有効期限	年 月 日まで	
担当介護支援 専門員	氏名 所属事業所 電話番号			
居宅介護用品	注文する(用品名：)・注文しない			
備 考				

注 1 該当事項を○で囲ってください。

2 認定区分がその他に該当する方は、介護予防サービス・支援計画書を指定事業者
に提示してください。

様式第2号(第9条関係)

和光市紙おむつ等購入費助成額請求書

年 月 日

和光市長 様

請求者 所在地
名 称
代表者氏名

和光市紙おむつ等購入費助成要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 請求の内訳

高齢者向け住まいについて①(各サービス関係図)

有料老人ホーム

・老人福祉法第29条第1項に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
・老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス(複数可)を提供している施設。

- ① 食事の提供 ② 介護(入浴・排泄・食事)の提供
③ 洗濯・掃除等の家事の供与 ④ 健康管理

サービス付き高齢者向け住宅

・高齢者住まい法第5条に基づき、状況把握サービスと生活相談サービスを提供する等、以下の基準を満たす高齢者向けの賃貸住宅等の登録住宅。

《ハード》床面積は原則25㎡以上、バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)等
《サービス》少なくとも、①安否確認サービス、②生活相談サービスのいずれかを提供。

ここに該当する施設のみ支給対象

住宅型有料老人ホーム
(有料老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの)

施設数：10,029棟
定員数：293,326名
(サ高住除く)

有料老人ホーム

施設数：14,118棟
定員数：539,995名
(サ高住除く)

ひなより ×

サービス付き高齢者向け住宅

施設数：7,604棟
定員数：255,062名

うち特定
施設数：559棟
定員数：27,999名

オアシス ×

ガーデン和光

リーシェ 2.3 階 ×

リーシェ南館 ×

介護付き有料老人ホーム
(有料老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの)

施設数：4,070棟
定員数：246,194名
(サ高住除く)

特定施設入居者生活介護
施設数：4,629棟
定員数：274,193名

アミカ ×

特定施設入居者生活介護

・介護保険法第8条第11項に基づき、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。

(サービス付き高齢者向け住宅の施設数・定員数は、サ付き情報提供システムによる(R2.4時点))

(有料老人ホームの施設数・定員数は厚生労働省調べ(R1.6.30時点))

※地域密着型特定施設は対象

桜の里 ○

リーシェ 4.5 階 ○

※認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は対象

高齢者の医療の確保に関する法律

第四章 後期高齢者医療制度

第二節 被保険者

(病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例)

第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（次条第一項の規定により同項に規定する従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一 病院又は診療所への入院

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の主務省令で定める施設への入所

三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置が採られた場合に限る。）

五 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

平成九年法律第百二十三号

介護保険法

第一章 総則

第八条

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第十五項第二号に掲げるものに限る。）又は夜間対応

型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。

11 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、第二十一項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

平成十一年厚生省令第三十六号

介護保険法施行規則

第一章 総則

(法第八条第十一項の厚生労働省令で定める施設)

第十五条 法第八条第十一項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 養護老人ホーム

二 軽費老人ホーム

昭和三十八年法律第百三十三号

老人福祉法

第四章の二 有料老人ホーム

(届出等)

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第十三項を除き、以下この条において同じ。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

昭和三十八年厚生省令第二十八号

老人福祉法施行規則

（法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第二十条の三 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。